

申請後認定前の返金措置に関する事項の報告書

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

記

表1及び表2のとおり。表2は、金銭以外の支払手段（法第10条第1項）を交付した場合にその概要を記載する。

(表 1)

[illegible]

(表2)

金銭以外の支払手段の概要	
名称・種類	
使用することができる地域の範囲	
使用することができる期間又は期限	
その他	

2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表3のとおり。

(表3)

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	—			—
備考				—

(単位：円)

3 添付資料

(1) 申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

表4のとおり。

(表4)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(2) 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料

表5のとおり。

(表5)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

以上

(記載要領)

1 申請後認定前の返金措置に関する事項

表1及び表2に、申請後認定前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、表1については以下の(1)から(11)まで、表2については以下の(12)から(14)までに、それぞれ留意する。

- (1) 申請後認定前の返金措置に関する事項を当該申請後認定前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- (2) 「氏名・名称」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- (3) 「取引日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日(申請後認定前報告者に係る不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号。以下「令」という。)第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日)を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引日が確実な時期を記載する。
- (4) 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- (5) 「承諾」には、金銭以外の支払手段を交付した場合に、「氏名・名称」で記載した者から当該交付の承諾があったことが分かるように「有」と記載する。
- (6) 「購入額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額(申請後認定前報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法により算定した購入額)を記載する。
- (7) 「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額(小数点以下切上げ)を記載する。
- (8) 「交付日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- (9) 「交付金額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。
- (10) 「計算方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- (11) 「交付方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。報告者が当該金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。
- (12) 「名称・種類」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段の名称・種類(例えば、電子マネー、商品券等)を記載する。
- (13) 「使用することができる地域の範囲」及び「使用することができる期間又は期限」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段について、使用するこ

とができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限が定められている場合には、その内容を記載する。

- (14)「その他」には、不当景品類及び不当表示防止法施行規則第10条の2の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表3に、申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表3の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

3 添付資料

①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、1（5）の承諾があったことを証する資料を含む。）及び②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を、本報告書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

(1) ①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表4に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、表1記載の申請後認定前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

イ 「添付資料の標目」には、表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

ウ 「証する事実」には、表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(2) ②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料

上記②の資料を添付するに当たっては、表 5 に、当該資料の証する事実等を記載する。

（その他一般的な注意事項）

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書は、申請後認定前の返金措置を実施したときは、遅滞なく、消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。